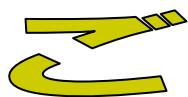


2024 年度

出雲市移住促進住まいづくり助成金

Uターンを支援します！



案内

案内

【R6.4.1】



新婚世帯、子育て世帯または孫ターン世帯に該当するUターン者や、過疎地域および辺地地域等（自然豊かな地域）へのUターン者が、出雲市へ定住する目的で住宅を建築または購入する場合に、予算の範囲内で固定資産税等相当額の助成金を交付します。

※建築の場合は工事着手、購入の場合は代金完済の前に申請が必要です。

お問い合わせ先

〒693-8530 島根県出雲市今市町70

出雲市総合政策部縁結び定住課（出雲市役所5階）

TEL／（0853）21-6629

FAX／（0853）21-6599

メールアドレス／teijyu@city.izumo.shimane.jp



出雲市の魅力発見！

いずもな暮らし



<http://izumonakurashi.jp/>

◆□◆□◆ 助 成 内 容 ◆□◆□◆

1. 助成対象者・・・・・・次の①～④を全て満たし別表1のいずれかに該当する方

① (1)～(3)のいずれかに該当する方

- (1) 出雲市外に在住する方（市外に5年以上引き続き居住している方）
- (2) 出雲市へ転入して3年以内の方（転入前に市外に5年以上引き続き居住していた方）
- (3) 孫ターン世帯※の孫、孫と同居する方または孫の3親等以内の方

② 今後、対象住宅に5年以上継続して居住する見込みのある方

③ 出雲市税を滞納していない方

④ 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員でない方

※孫ターン世帯・・・・本市に移住する孫と祖父母が同居する世帯

(孫の要件については、上記①の(1)または(2)に該当する方。ただし、孫の年齢が、認定申請日または転入日のいずれか早い日において5歳未満の場合は、出雲市に住民登録されたことがないこととする。)

別表1

区分	助成対象者
新婚世帯	婚姻の日から5年未満の夫婦が同居する世帯
子育て世帯	18歳以下の子と同居する世帯
孫ターン世帯	本市に移住する孫と祖父母が同居する世帯
自然豊かな地域居住世帯	7ページに定める別表2の自然豊かな地域に居住する世帯

※世帯要件について、詳しくは縁結び定住課までお問合せください。

2. 助成対象事業・・・・・・住宅の建築または購入（中古住宅を含む）

- 市内に本店、または営業所等を有する法人（※）、市内に住所を有する個人事業者のうち、住宅の建設を業とする者または宅地建物取引業法に基づく免許を受けている者を利用する場合に限り（中古住宅の購入を除く）。※出雲市役所に法人設立（開設）届を提出している業者
- 併用住宅および集合住宅の助成対象経費は、個人住宅部分に限り（算出できない場合は、面積の按分により算出します）

3. 申請期限・・・ 建築の場合・・・工事着手前まで（地鎮祭または地盤改良工事等は含みません）

購入の場合・・・代金完済前※まで

認定日以降に工事着手・代金完済してください。

※代金完済前・・・売り主に支払う代金の完済日前

4. 助成内容

固定資産税等相当額（５年間助成）

上限１０万円／年

※毎年度、固定資産税等相当額を納付された後、助成金を交付します。

5. その他

助成金の交付決定後、転出や転居または当該住宅の取り壊しや売却をしたときは、助成金の交付決定を取り消しまたは中止する場合がありますので、ご承知おきください。

◆□◆□◆ 申請の手続き ◆□◆□◆

1. 認定申請	認定申請書（様式）は、出雲市ホームページからダウンロードいただけます。
2. 認定	書類審査後、「出雲市移住促進住まいづくり助成金認定通知書」をお送りします。
3. 事業開始	認定通知書の受取後、工事に着手してください。
4. 事業完了	
5. 実績報告	工事完了または購入代金完済後、速やかに「出雲市移住促進住まいづくり助成金実績報告書」を提出してください。
6. 確認通知	
7. 交付申請 および 交付請求	固定資産税納付後「出雲市移住促進住まいづくり助成金交付申請書」および「出雲市移住促進住まいづくり助成金交付請求書」を提出してください。（毎年５月頃に申請関係用紙を郵送します。）
8. 交付決定 および 助成金交付	概ね３～４週間後、助成金を指定口座に振り込みます。

※上記の表１，５，７の申請手続きが必要です。

事業認定申請

申請には、以下の書類が必要です。

※添付書類の詳細(※)については、P.5でご確認いただけます。

【建築・購入共通】

- 1.出雲移住促進住まいづくり助成金認定申請書
- 2.戸籍の附票(※1)
- 3.住民票(※2)
- 4.(戸籍抄本)(※3)

【建築の場合】

- 5.見積書(※4)
- 6.平面図、立面図および位置図(※5)
- 7.登記事項証明書(※6)
- 8.(請負契約書)(※7)
- 9.(住宅建築工事同意書)(※8)

【購入の場合】

- 5.売買契約書(※9)または購入住宅のチラシ(※10)等
- 6.位置図
- 7.住宅写真

実績報告

実績報告には、以下の書類が必要です。※提出書類の詳細については、P.4でご確認いただけます

1. 出雲市移住促進住まいづくり助成金実績報告書
2. 工事請負契約書または売買契約書の写し
3. 工事代金または住宅購入代金の領収書(※11)等の写し
4. 住宅の完成写真(建築の場合のみ)
5. 検査済証の写し(建築または新築購入の場合のみ)
6. 住民票
7. 登記事項証明書(※6)

交付申請

1. 出雲市移住促進住まいづくり助成金交付申請書
2. 令和6年度固定資産税納税通知書兼課税明細書の写し(※12)
3. 滞納のない証明書(※13)

交付請求

1. 出雲市移住促進住まいづくり助成金交付請求書
2. 領収書(※14)

添付書類

(※1) 戸籍の附票 （※本籍地のある市区町村の住民担当課で交付）《有料》
住民票上の住所履歴が記載されているものです。なお、戸籍の改製等があると、住所履歴の記載が途切れる場合もありますので、その際は、2通以上必要となります （市外に5年以上引き続き居住していること、または本市転入日以前に市外に5年以上引き続き居住していたことが確認できるものがが必要です。）
(※2) 住民票 （※住所を有する市町村の住民担当課で交付）《有料》
同居する世帯全員の続柄が記載されたものがが必要です。
(※3) 戸籍抄本 （※本籍地のある市区町村の住民担当課で交付）《有料》
・新婚世帯の場合 ⇒婚姻届けを提出してから5年未満であることを確認するために必要。 ・子育て世帯の場合 ⇒認定申請日において、子と住民票が別世帯の場合は必要。 （申請者と子の関係が分かるもの） ・孫ターン世帯の場合 ⇒認定申請日において、孫と申請者または祖父母の住民票が別世帯の場合は必要。 （孫と申請者または祖父母の関係が分かるもの）
(※4) 見積書（建築の場合）
積算内容が確認でき、市内業者の業者名、所在地、代表者名の記載があること。 あて名は申請者のフルネームであること
(※5) 住宅位置図
ゼンリン住宅地図等の写し ※住宅の位置に印を付けて提出してください。
(※6) 登記事項証明書（法務局で取得可能）
認定申請時（建築の場合）は、土地のみ登記事項証明書が必要です。 実績報告時は、土地および建物それぞれの登記事項証明書が必要です。 建築する方で、認定申請時にまだ土地の名義変更をしていない場合は、現所有者名義の登記事項証明書が必要です。※インターネットにより取得したものでも可
(※7) 工事請負契約書の写し（建築の場合）
認定申請日において、工事請負契約が締結されている場合は、認定申請時に提出。
(※8) 住宅建築工事同意書（建築の場合）
認定申請時に、申請者と土地所有者が異なる場合や、共有者がいる場合に提出（署名または押印）
(※9) 売買契約書の写し（購入の場合）
認定申請日において、売買契約が締結されている場合は、認定申請時に提出。

(※10) 購入住宅のチラシ（購入の場合）
購入する住宅の詳細が確認できるもの。 （住宅所在地、購入金額等）※売買契約前の場合に必要です。
(※11) 領収書
住宅の建築または購入代金を全て納付したことが証明できるもの。 （領収書の写し、通帳の引落箇所の写し、金融機関の振込受付書の写し等）
(※12) 固定資産税等の納税通知書兼課税明細書の写し（毎年4月資産税課から郵送）
市資産税課から郵送される課税明細書を持参いただければコピーします。 紛失した場合は、「名寄帳の写し」《有料》が必要です。 【窓 口】本 庁：資産税課 各行政センター：市民サービス課
(※13) 市税を滞納していないことが証明できるもの
滞納のない証明《有料》 【窓 口】本 庁：市民税課 各行政センター：市民サービス課
(※14) 領収書
固定資産税等を納付したことが確認できるもの 窓口納付・・・領収書 口座振替・・・口座振替済のお知らせ、または通帳の引落箇所の写し 領収紛失・・・納税・納付証明書（証明日は3月31日が最終）《有料》 【窓 口】本 庁：市民税課 各行政センター：市民サービス課

※各種証明や、見積書は発行後3ヶ月以内のものがが必要です。

また、納税通知書および課税明細書の写しについては、今年度のものがが必要です。

別表2 出雲市移住促進住まいづくり助成金 自然豊かな地域の一覧

地域	地区名	町名またはエリア
出雲	古志	古志の一部（上新宮）※
		西谷町
		上島町
		船津町
	稗原	野尻町
		稗原町
		宇那手町
	朝山	馬木町
		朝山町
		所原町
		見々久町
	乙立	乙立町
佐田	須佐	朝原
		須佐
		原田
		大呂
		反邊
		吉野
	窪田	一窪田
		毛津
		佐津目
		高津屋
		下橋波
		上橋波
		東村
		八幡原
多伎	多伎	神原
		奥田儀
		口田儀
		小田
		多岐
		久村
湖陵	湖陵	畑村
大社	日御碕	日御碕
		宇龍
	鵜鷺	鷺浦
		鵜峠

地域	地区名	町名またはエリア
平田	西田	本庄町
		万田町
		奥宇賀町
	鰐淵	河下町
		唐川町
		別所町
		猪目町
	久多美	東郷町
		久多見町
		野石谷町
		上岡田町
	檜山	岡田町
		多久谷町
		多久町
	東	園町
		鹿園寺町
		小境町
	北浜	小津町
		十六島町
		釜浦町
		塩津町
		美保町
	佐香	三津町
		小伊津町
		坂浦町
	伊野	地合町
		野郷町
		美野町
斐川	荘原	学頭の一部（畑辺地）※
	阿宮	阿宮
	出西	上出西第一・第二自治会※

- ・65町と3エリア（※一部辺地指定地域）を指定。（令和4年度～令和6年度（予定））
- ・相当な変動がある場合には見直す場合があります。

◆◎◆◎◆ 問合せ先 ◆◎◆◎◆

出雲市役所

縁結び定住課 定住促進係

電話：0853-21-6629

Fax : 0853-21-6599

Email: teiiryu@city.izumo.shimane.jp